

令和5年8月30日

保護者 様

舞鶴市立与保呂学校
校 長 寺町 麗子

学校保健安全法に基づく感染症の出席停止にかかる
報告手続きの変更について

平素は本校の教育活動に、ご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本校では学校保健安全法施行規則第18条（裏面一覧参照）に定める感染症に感染した児童については、出席停止の措置を取っております。

今般、コドモンなどの連絡ツールを用いて、感染症感染について適切に報告していただいていることを踏まえ、出席停止期間経過後、学校に登校する際には「治癒証明書」の提出を不要とすることとしますのでお知らせします。

感染症に児童が感染した場合には、必ず医師の診察を受けていただき、指示を受けた療養期間を学校にお知らせください。その上で適切に療養いただき、学校内での感染症拡大防止に引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

状況によりましては、当初指定した出席停止期間を延長する可能性もありますので、児童の治癒状況について学校へ情報共有をしていただくようお願いいたします。

なお、裏面の一覧表につきましては、学校ホームページにも掲載しております。

学校で予防すべき感染症および出席停止の基準

種類	対象疾患	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスに限る）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルスに限る）、特定鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん(3 日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんがか皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

※以下の疾患等については、状況によって出席停止となる場合があります。

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟属腫）、伝染性膿痂疹（とびひ）